

事業承継と会社法

株式会社FMS ふじしま経営サポート代表
経営士 藤島 公平

〒753-0831 山口市平井822-7山大通りオフィスビル2F
Tel 083-824-3838 Fax 083-824-3904
URL : <http://fms9.com>
E-mail : keieisp@fms9.com

(株)FMS ふじしま経営サポート

研究会の目的

- 事業承継の事例研究などを通して事業承継の実務的力量を高めて、事業承継分野での業務領域の拡大を目指すこと
- 事業承継の分野は特に地方では実態的には未だ手付かずの状態
- 承継税制や民法特例などの講演会中心
- 私たちが目指すのは事業承継計画を立て、それを完結するためのコーディネートをする仕事

(株)FMS ふじしま経営サポート

1. 事業承継とは

- 事業承継とは既存の事業を継続していくために
- 会社を親族またはその他の人や会社に託していくことで
- 事業で培ってきた雇用や技術、取引先等の関係や
- 事業家や関係者の生活をできるだけ壊さずに未来へつなげていくこと
- そのことで、事業家としての責任を全うすること

(株)FMS ふじしま経営サポート

2. なぜ今盛んに言われるのか

- 中小企業は、企業数で全体の9割以上、約433万雇用の約7割
- 健全な発展のための環境を整備し、未来に承継してゆくことは、日本経済が継続的に発展を続けていく為に必要不可欠
- 事業を後継者に承継させるに当たって、障害があると認識している経営者は全体の4割強
- 引退予想年齢の平均が約67歳という調査
- 過半の中小企業が、今後10年程度の間にはこの問題の対応を迫られることとなる
(事業承継ガイドラインより)

(株)FMS ふじしま経営サポート

ところが

- 「まだまだ私は元気だ」とか「私の一代で終わってもいい」とか
- 承継に対して無理解、軽視が多い



- 企業家への啓蒙が必要な時
- 実務的な講演会が必要な時
- 成功事例や失敗事例に学ぶ時
- 経営者の責任として自覚する時

(株)FMS ふじしま経営サポート

3. 事業承継の戦略と戦術

- 承継税制
- 民法特例適用
- 定款設計などは戦術

重要なのは戦略

「将来、誰にどのようにして、どのような事業を展開させたいか、その中で自分や従業員はどうありたいのか」

そして事業承継計画に沿って経営改善を平行して行うことがなければならない

(株)FMS ふじしま経営サポート

スポンサーの介入

スポンサーの動機は売買目的又は本業との相乗効果期待etc

- **デューデリ** 財務だけでなく企業価値の調査
- **負債の処理** 金融機関と協議しスポンサー資金での弁済する計画の協議
- **事業計画** スポンサーのために企業価値を高めるための計画
- **反対給付の条件** スポンサーへの見返り
- **役員体制** スポンサーの意向の反映
- **現経営者の処遇** 現経営者を交代させるのか継続させるのか 退職金や報酬契約

(株)FMS ふじしま経営サポート

M & A又は事業譲渡の場合

- **デューデリ** 相互に企業価値を調査
株式の交換比率や新株の引受数に影響
- **反対株主対策** 買取交渉
- **定款設計** 株式分割や自己株式の環境作り
- **合併の形態** 事業譲渡、吸収合併、新設合併
金銭か株式か
- **株式関係** 株式交換か株式移転か、新株引受か自己株式引受か第三者株式か
- **役員関係** 対等かどうかの分かれ目

(株)FMS ふじしま経営サポート

法的整理に向かう場合

- **デューデリ** 法人や経営者個人の資産価値の調査 別除権額のもととなる
- **反対株主対策** 買取交渉
- **定款設計** どのような方向でも決定可能な環境
- **裁判・弁護士費用の捻出** 法的提起の段階で一定期間返済中止となるので捻出可能
それでも捻出できない場合は破産しかない
- **大口取引先対策** 今後の取引を考え直前には内諾を得るような交渉
- **再生事業計画** 特にキャッシュフロー計画

(株)FMS ふじしま経営サポート

5 . 戦略にそった戦術を決める

戦略に沿った戦術を時系列的に計画するのが承継計画

承継税制について
民法特例の適用について
会社法の活用について
会社の支配権
会社の評価額
会社の譲渡・分割・合併

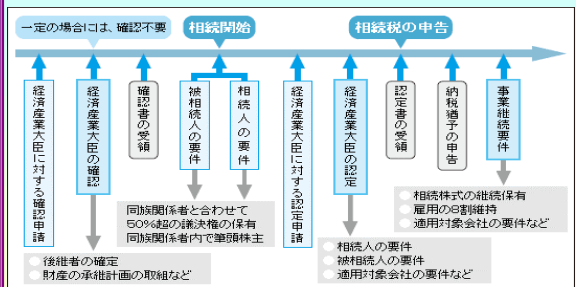
(株)FMS ふじしま経営サポート

承継税制について

- 一定の要件を満たせば
- **非上場株式等**について後継者が先代経営者から一括で**自社株式の贈与**を受けた場合に、贈与前から後継者が既に保有している議決権株式等を含め、発行済**議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分**についての**贈与税を全額納税猶予**する。
- **非上場株式等**について後継者が先代経営者から**自社株式を相続**した場合に、相続前から後継者が既に保有している議決権株式等を含め、発行済**議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分**に係る課税価格の**80%**に対応する**相続税を納税猶予**する

(株)FMS ふじしま経営サポート

納税猶予制度の手続等と適用要件



(株)FMS ふじしま経営サポート

民法特例の適用について

生前贈与株式を遺留分の対象から除外（除外特例）

- 先代経営者の生前に、**経済産業大臣の確認**を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について**家庭裁判所の許可**を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された**自社株式その他一定の財産**について、遺留分算定の基礎財産から除外する
- 贈与株式が**遺留分減殺請求の対象外**となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止することができる
- 事業継続に不可欠な自社株式が後継者に集中させることができる

(株)FMS ふじしま経営サポート

会社法の活用

事業承継に係わる部分

- 様々な種類株式を発行できるようになった（108条）
- 自己株式の取得制限が大幅に緩和（156条）
- 相続による株式移転の制限（174条）
- 現物出資・債務の株式化が容易に（236条）
- 事業譲渡の緩和（467条）株式交換・株式移転、会社分割（五編一章～四章）など手法は様々

(株)FMS ふじしま経営サポート

様々な種類株式

- 1) 有利優先配当株式
- 2) 残余財産の優先配当株式
- 3) 議決権制限種類株式
- 4) 譲渡制限種類株式
- 5) 取得請求権付種類株式
- 6) 取得条項付種類株式
- 7) 全部取得条項付種類株式
- 8) 拒否権付種類株式)
- 9) 選解任種類株式)

(株)FMS ふじしま経営サポート

1) 剰余金の配当の活用

- 反対株主や議決権制限株式への交換を拒否する株主に有利配当株式として交付する
懐柔策や出資への期待時に活用
例)
「株式配当の時、普通株式の配当1に対して有利配当株式には1.2の割合による配当を支払う」
従来は株主平等の原則だったが、会社経営よりは配当収益に関心を持つ者はこちらを望む

(株)FMS ふじしま経営サポート

3) 議決権制限種類株式

- 経営に直接タッチしない相続人などに議決権制限株式を交付して、議決権環境（会社の支配権）を良くする
- 株主総会で希望する方向での議決がしやすくなる
- ただし「総株主」の中にはカウントされるので超特殊決議（後に解説）の場合に影響する

(株)FMS ふじしま経営サポート

4) 譲渡制限種類株式

- 中小企業の場合、株式全体への譲渡制限が普通であるが
- 譲渡制限の網をかけられない場合（上場又は店頭公開株式）発行済み株式の50%未満までは譲渡制限株式とすることができる
- 譲渡できないという訳ではなく、譲渡の場合取締役会又は株主総会の承認を要するもの
- もし承認しなかったら、新たな買い手を指名しなければならない
- 敵対的な者に譲渡させないという意味では意味がある

(株)FMS ふじしま経営サポート

5) 取得請求権付種類株式

- 株主の請求により配当優先株式や議決権制限株式が普通株式に転換することになる
- これにより、将来の制約なく株主が出資できるため、会社の資金調達の多様化が図られることとなります
- つまり優良資金提供者を呼び込む手法として活用できる
- 一方、その株主が将来敵対側に廻れば怖いことになる可能性もある

(株)FMS ふじしま経営サポート

6) 取得請求権付種類株式

強制償還株式や強制転換条項付株式をいう

- (1) 普通株式を強制的に議決権制限株式に転換
 - (2) 議決権制限株式を強制的に普通株式に転換
 - (1) は一定の事由が生じた時に議決権を行使させたくない場合
 - (2) は一定の事由が生じた時に議決権を行使させたい場合に有効なパターン
- 一定の事由とは定款で定める「事業譲渡を決める場合」、「取締役会で議決された場合」etc
取得の手続は取締役会決議で決めることができる

(株)FMS ふじしま経営サポート

7) 全部取得条項付種類株式

その1つの種類株式の全部を株主総会の特別決議で取得可能な定款の定めがある種類の株式普通株式に全部取得条項を付けるためには、

- 1) 定款変更 株主総会特別決議 **且つ**
 - 2) 全部取得条項の種類株主総会の特別決議 **且つ**
 - 3) 取得請求権付株式及び取得条項付株式の種類株主総会の特別決議 が必要となります
- 当該種類株主総会の決議に反対した株主には、利益保護の為、株式買取請求権が付与される
取得条項付株式との違いは一定の事由で会社が、株主の同意なしにその株式を取得できること

(株)FMS ふじしま経営サポート

8) 拒否権付種類株式

- 一定の事由が生じた場合、そのことを拒否権付種類株式総会の議決で議決されない限り効果が生じないというもの
- いわゆる「**黄金株**」といわれ
- 必ず味方となる者に交付する
- これによって敵対的な買収や事業譲渡の要求などを拒絶できる

(株)FMS ふじしま経営サポート

9) 選解任種類株式

- これは拒否権付種類株式に似ていて、役員に敵対的と思われる人物を排除するためのもので、絶対的に信頼できる者に交付する
- これも「**黄金株**」の一種

(株)FMS ふじしま経営サポート

自己株式の取得制限が緩和

- 自己株式とは会社が自社株を買取りした株式 **金庫株**ともいう
- 従来は定時総会時のみ自己株式の取得方法を議決しておかなければならなかった
- 会社法では臨時株主総会でも可能となり、譲渡人を指定しなくてもよく取締役会に時期、譲渡人、譲渡価格などを委任できる
- 自社株で株式交換や株式移転の際の交付する株式として活用可能

(株)FMS ふじしま経営サポート

会社の支配権 309条

普通決議（取締役の選任・解任、決算の承認等）

定款に定める場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主の出席で出席株主の議決権の過半数の賛成により成立

特別決議（定款変更、合併等、自己株式の取得、新株発行、相続人への売渡請求、会社または指定買取人による買取決議、事業譲渡および解散、役員の実任免除等）

定款に定める場合（総議決権の3分の1以上）を除き、総議決権の過半数を有する株主の出席、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成により成立

(株)FMS ふじしま経営サポート

特殊決議（株式譲渡制限のための定款変更等）

議決権を有する株主の過半数（これを上回る割合を定款で決めた場合はその割合以上）の出席で出席株主の議決権の3分の2以上（それ以上の割合を定款で決めた場合はそれ以上）の賛成により成立

人的種類株式に関する決議（超特殊決議）

総株主の過半数（これを上回る割合を定款で決めた場合はその割合以上）の出席で、総株主の議決権の4分の3以上（これを上回る割合を定款で決めた場合はその割合以上）の賛成により成立

従って、株主環境の良いうちに定款設計を行う必要がある

(株)FMS ふじしま経営サポート

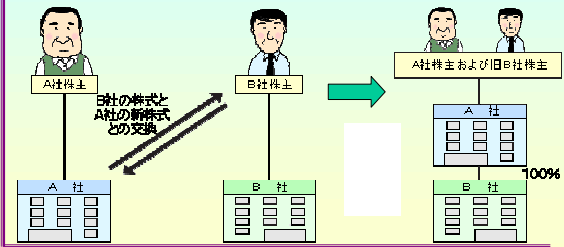
会社の評価額

- 会社の評価額は株式価格 × 発行株式数（自己株式を除く）
- 株式価格は純資産額 ÷ 発行株式数（自己株式を除く）により
- 同じことの裏返しの様で意味が異なる
- **株式価格**は市場性があるものは実価とは限らない
- **株式価値**は株式買取・交換の場合の目安

(株)FMS ふじしま経営サポート

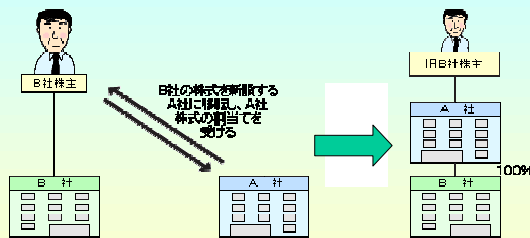
会社の譲渡・分割・合併

• 株式交換による子会社化



(株)FMS ふじしま経営サポート

• 株式移転による子会社化

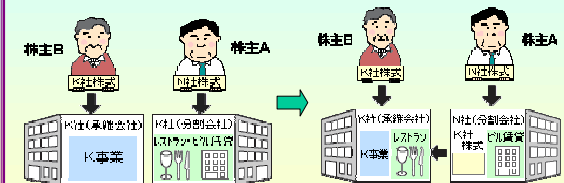


(株)FMS ふじしま経営サポート

会社分割の3つのパターン

吸収分割 [分割前]

(1)分社型の吸収分割



(株)FMS ふじしま経営サポート

